

<別紙1>

老人保健施設 「温泉の里」のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設 温泉の里
- ・開設年月日 平成10年6月15日
- ・所在地 周南市湯野4204番地の1
- ・電話番号 0834-83-3413 ・ファックス番号 0834-83-3415
- ・管理者名 施設長 佐藤 喜哉(医師)
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(第3550580025号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 温泉の里の運営方針]

「温泉の里」目的にもとづき、慢性疾患に対し多面的観点から、個々のニーズに対応して、高齢者の自立を支援しその家庭への復帰を目指し、明るく健康的な雰囲気の中で看護、介護を行い、家庭や地域との結びつきを積極的に促進し高齢者の生活不安を少なくする事を期するものとする。(細則は運営規程に記載)

(3) 従業者の勤務体制

職種	常勤	非常勤	勤務体制
医師	1		日勤 8:50~17:00
看護職員		1	日勤 8:50~17:00
介護職員	5	2	日勤 8:50~17:00
理学療法士・作業療法士	3		日勤 8:50~17:00

(4) 従業者の職務内容

医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

看護職員は、医師の指示に検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(5) 通所定員 40名/日

2. サービス内容

施設サービス計画の立案

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案

食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 7時20分～ 8時20分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

医学的管理・看護

介護（退所時の支援も行います）

リハビリテーション、レクリエーション

相談援助サービス

栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

利用者が選定する特別な食事の提供

理美容サービス（原則月1回実施します。）

基本時間外施設利用サービス（緊急時などの理由で、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

行政手続代行

その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

[協力医療機関]

徳山医師会病院 ・住 所 周南市慶万町10-1

新南陽市民病院 ・住 所 周南市宮の前2-3-15

泉原病院 ・住 所 周南市泉原10-1

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

施設連絡先 0834(83)3413「老人保健施設 温泉の里」

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 ゆっくり時間をとって頂くことを奨励致します。
- ・外出・外泊 職員に申し出て下さい。
- ・飲酒・喫煙 所定喫煙所をご利用下さい。
- ・火気の取扱い 所定場所以外は火気を禁じます。
- ・設備・備品の利用 担当職員に申し出て下さい。

- ・所持品・備品等の持ち込み 入所時名前を記入され、荷物チェック表を記入してお持ち下さい。
- ・金銭・貴重品の管理 必要最小限とされ紛失された時は、施設は保障できません。
- ・外泊時等の施設外での受診 必ず職員に申し出て下さい。(他科受診書類が必要となります)
- ・宗教活動 施設ではご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み 禁じます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災通報装置、自動火災報知誘導灯設備
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
職員へのお心遣いは、ご遠慮下さい。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0834-83-3413)

担当者 兼重紀子

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、2F、3Fサービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただすることもできます。

それ以外の相談窓口は下記のとおりです。

周南市高齢者支援課 所在地 周南市岐山通1-1
TEL 0834-22-8467

防府市高齢者福祉課 所在地 防府市寿町7-1
TEL 0835-25-2979

国民健康保険団体組合連合会 所在地 山口市朝田1980番地の7
TEL 083-925-2003

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。